

# 介護保険料の年金天引き額の平準（均等）化について

介護保険料の年金からの天引きについては、4月・6月・8月に「仮徴収」10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいておりますが、所得の変動などで、前年度の仮徴収額と本徴収額の差が大きくなっている方がおり、1年間の介護保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏った状態になってしまいます。

そのため、1年間を通じて介護保険料の額が、できるだけ平準（均等）化になるよう調整いたします。

## ●「仮徴収」「本徴収」とは？

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年の所得が確定していないため、仮に算定された介護保険料を納めていただきます。			前年の世帯全員の所得を基に確定した当年度の介護保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。		

## ●「平準（均等）化」とは？

仮徴収額は、原則として前年度2月の年金天引き額と同額になりますが、所得の変動などにより、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります、このまま仮徴収を行うと1年間の介護保険料の年金天引き額が、前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏った状態になってしまいます。

そのため、納入義務者の皆様にご不便を掛けることなく、年間を通して年金からの天引き額ができるだけ平準（均等）化になるよう、6・8月の年金天引き額を調整いたします。

※介護保険料額に大きく差の少ない方は対象となりません。また、平準（均等）化を行っても、再度所得が変動するなどして介護保険料額が変わった場合は、年度内での介護保険料額の変動が大きくなる場合があります。

※今回の平準（均等）化により、介護保険料の算定及び賦課額に変更はありません。

※問合せ先：蔵王町 町民税務課 介護保険料係 Tel33-3002（内157）

## 介護保険料の年金天引き平準（均等）化イメージ表

◎仮徴収額が少なく、本徴収額が多い場合の例。（本年度 賦課額 48,600円 の場合／第5段階）

（単位：円）

	前年度	仮徴収《本年度》			本徴収《本年度》			来年度
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
【平準（均等）化前】	6,600	6,600	6,600	6,600	9,600	9,600	9,600	9,600
【平準（均等）化後】	6,600	6,600	8,800	8,800	8,200	8,100	8,100	8,100

前年度2月と同額	変更額	介護保険料の年額から仮徴収分を差引いた残額	前年度2月と同額
本年度 仮徴収額 小計 24,200円		本年度 本徴収額 小計 24,400円	
本年度 介護保険料 賦課額合計 48,600円			

◎仮徴収額が多く、本徴収額が少ない場合の例。（本年度 賦課額 48,600円 の場合／第5段階）

（単位：円）

	前年度	仮徴収《本年度》			本徴収《本年度》			来年度
	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月
【平準（均等）化前】	9,600	9,600	9,600	9,600	6,600	6,600	6,600	6,600
【平準（均等）化後】	9,600	9,600	7,300	7,300	8,200	8,100	8,100	8,100

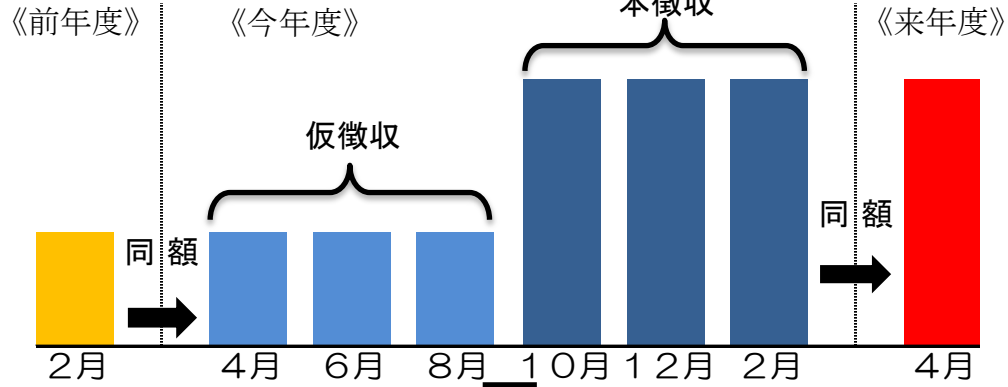
  

前年度2月と同額	変更額	介護保険料の年額から仮徴収分を差引いた残額	前年度2月と同額
本年度 仮徴収額 小計 24,200円		本年度 本徴収額 小計 24,400円	
本年度 介護保険料 賦課額合計 48,600円			

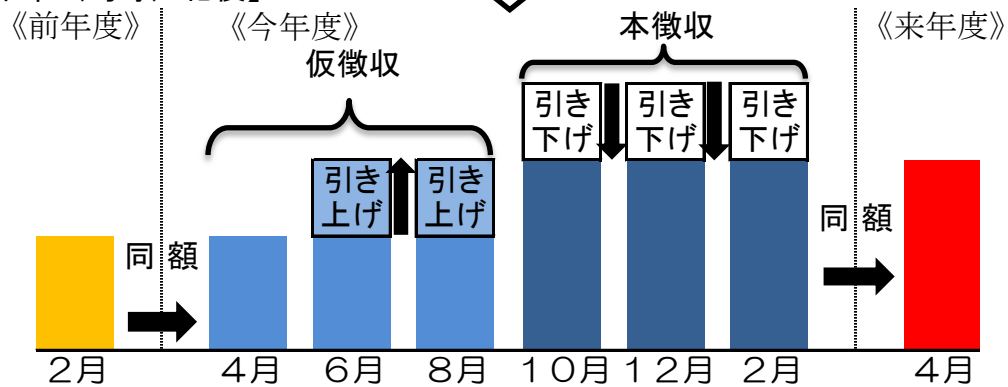
# 介護保険料の年金天引き平準(均等)化イメージ図

◎仮徴収額が少なく、本徴収額が多い場合の例。

【平準(均等)化前】

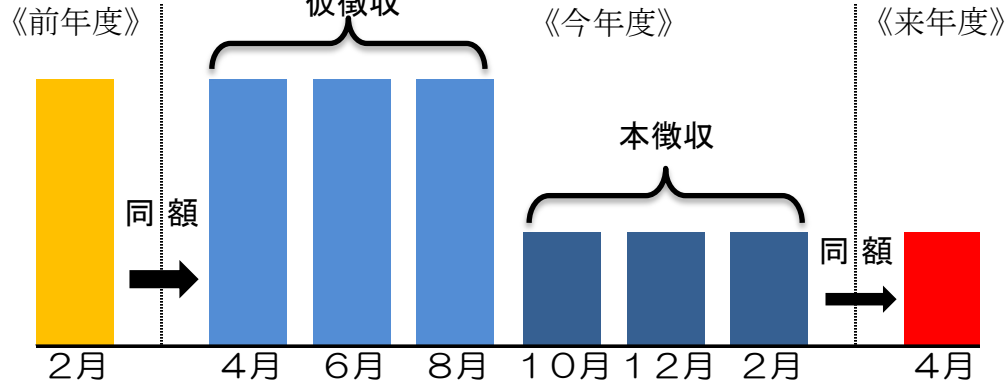


【平準(均等)化後】



◎仮徴収額が多く、本徴収額が少ない場合の例。

【平準(均等)化前】



【平準(均等)化後】

